

JCI からの
お知らせ



航海用レーダー反射器の取り扱いについて



小型船舶に設置する航海用レーダー反射器の技術基準を改正し、平成22年10月1日以降に建造される小型船舶に設置する航海用レーダー反射器から、この基準を適用します。

1. 技術基準の改正概要

(1)改正概要


航海用レーダー反射器は、大型船舶が設置しているレーダーから発射される電波をより強く反射するもので、小型船舶がこれを設置することにより、大型船舶に当該小型船舶の位置を明確に示します。なお、航海用レーダー反射器にあっては、電波を反射する強さを「レーダー断面積」で表し、この断面積が大きいほど強く反射することになります。

今般の改正では、小型船舶と大型船舶との衝突が頻発している昨今の状況を考慮して、レーダー断面積を拡大した技術基準となっています。この改正により、このような事故の減少につながることを期待するところです。なお、改正概要については、下表のとおりです。

	改正後(以下「新基準」という。)	改正前(以下「旧基準」という。)
技術基準の概要	水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5㎡以上で、かつ、レーダー断面積が2.5㎡未満となる方向が10°以上連続しないこと	水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3㎡以上であること

(2)新基準に適合する航海用レーダー反射器

平成22年9月1日現在で新基準に適合している航海用レーダー反射器は下表のとおりです。なお、これらの製品の購入に係る問い合わせは、表中の「問合せ先」までご連絡下さい。

製造者名	トーテックス社	TREM社
輸入代理店名		(株)ユーアールエー
型式名	T-RF08-C-245-12型 (日本製)	NAVY STAR (イタリア製)
	 <p>(本体材質:高密度ポリエチレン)</p>	 <p>(本体材質:軽合金)</p>
備考	検定品に限ります。 保護ケース等(電波に影響を及ぼさないと認められたものを除く。)の取り付けを禁止します。	予備検査合格品に限ります。 保護ケース等(電波に影響を及ぼさないと認められたものを除く。)の取り付けを禁止します。
問合せ先	三洋商事(株)東京支社 電話:03-3551-8151	(株)ユーアールエー 電話:078-322-1122

検定又は予備検査

「検定品」又は「予備検査合格品」とは、販売する前に技術基準への適合を確認するために当機構の検査を受検した製品のことです。

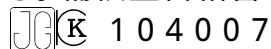
したがって、小型船舶のオーナー様が当該船舶にこのような製品を設置する場合は、製品に係る技術基準の適合の確認は省略されます。しかしながら、このような製品以外の製品を設置する場合は、例え同型又は類似している製品であっても、製品に係る技術基準の適合の確認が必要になります。このような場合は、船舶検査の際に、技術基準に適合していることが確認できる「反射特性測定試験」等の試験結果の提出が求められる場合があります(試験結果は、船舶検査の受検者に用意して頂くこととなります。)

また、「検定品」又は「予備検査合格品」は、次のような検定印又は予備検査番号が付されていますので、類似品等を誤って購入しないよう注意して下さい。

【検定印例】



【予備検査合格番号例】



2. 技術基準の適用概要

(1) 新旧基準の適用

平成22年10月1日以降に建造される小型船舶に設置する航海用レーダー反射器には、新基準が適用(新基準の航海用レーダー反射器の設置が可。以下同じ。)されます。一方で、同日前に建造されていた船舶に設置する航海用レーダー反射器は、従前どおり旧基準を適用(旧基準の航海用レーダー反射器の設置が可)することになりますが、新基準を適用することもできます。

なお、建造年月日ごとに適用される航海用レーダー反射器の要件をまとめると下表のとおりになります。

建造年月日	反射器の要件	技術基準	設置基準
平成6年11月3日まで			航海用レーダー反射器の設置を要しません。
平成6年11月4日から 平成14年6月30日まで		旧基準 ⁽¹⁾	次のいずれかの場合は、航海用レーダー反射器の設置を要しません。 航海灯の設置を要しない場合 船質が鋼製又はアルミ製の場合 特定の水域 ⁽²⁾ を航行しない場合 用途が漁船(小型兼用船を除く。)の場合
平成14年7月1日から 平成22年9月30日まで		旧基準 ⁽¹⁾	次のいずれかの場合は、航海用レーダー反射器の設置を要しません。 航海灯の設置を要しない場合 航行区域が湖川のみ限定されている場合
平成22年10月1日以降		新基準	次のいずれかの場合は、航海用レーダー反射器の設置を要しません。 航海灯の設置を要しない場合 航行区域が湖川のみ限定されている場合

1: 新基準の適用も可能です。

2: 「特定の水域」とは、東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海などの船舶が込み合うような水域のことを言います。

(2)建造年月日

建造年月日については、基本的に次に示す書類等により当機構が判断します。

なお、 の証明書については、受検者に用意頂くこととなりますのでご了承下さい。また、この証明書の様式は特に定めておりませんが、少なくとも「当該船舶を建造始めた日付」、「当該船舶を特定できる事項(製造番号等)」、「建造者の住所、署名及び捺印」が表記してあるものを用意して下さい。

建造者が発行した証明書

船体識別番号

予備検査番号

漁船登録票等

第1回定期検査終了日